

保護者の皆様へ

那須塩原市教育委員会学校教育課長

学校感染症による出席停止の手続について

平素から本市学校教育に御協力いただき感謝申し上げます。

学校では、学校保健安全法により感染症に応じた出席停止の基準が規定されています。医師の診察により下記の感染症と診断された場合は、他の児童に感染させるおそれがなくなるまで出席停止となります。

また、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げに伴いまして、「新型コロナウイルス感染症と診断された場合」の対応を変更します。御理解・御協力をお願いします。

記

1 学校感染症による出席停止の手続について

百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎 ・流行性角結膜炎・その他の感染症と診断された場合

- (1) 学校に電話で連絡し、診断された病名を伝えます。
- (2) 学校ホームページから「学校感染症による出席停止通知書兼報告書(以下、通知書兼報告書)」をダウンロードし、プリントアウトします。
※用紙をプリントアウトできない場合は、学校へ連絡してください。
- (3) 「通知書兼報告書」に学校名・年・組・番・氏名を記入します。
- (4) 「通知書兼報告書」に記載のある出席停止期間は、児童生徒を自宅で静養させてください。
- (5) 出席停止期間が終わる際に医療機関を受診し、医師に「報告書」の部分を記入してもらいます。
- (6) 登校可能になったら、医師に記入してもらった「通知書兼報告書」を学校へ提出します。

インフルエンザと診断された場合

- (1) インフルエンザと診断した医療機関(那須地区)から用紙をもらいます。
- (2) 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過したら、登校可能になります。
- (3) 登校可能と保護者が判断したら、保護者が必要事項を記入し、用紙を学校へ提出します。※詳細は用紙に書いてあります。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合

- (1) 学校に電話で連絡し、診断されたことを伝える。
- (2) 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過したら、登校可能になります。
- (3) 登校の際は、学校に提出する用紙はありません。

2 その他

- (1) 感染症と診断された場合は、必ず学校へ電話で連絡をお願いします。